

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋金城ふ頭アリーナ条例の施行期日を定める規則（第71号）

1 内容

名古屋金城ふ頭アリーナ条例（令和 5年名古屋市条例第41号）の施行期日を令和 7年 4月 1日と定めるものです。

○ 名古屋金城ふ頭アリーナ条例施行細則（第72号）

1 趣旨

名古屋金城ふ頭アリーナ条例（令和 5年名古屋市条例第41号）の施行に関し必要な事項を定めるため、名古屋金城ふ頭アリーナ条例施行細則を制定します。

2 主な内容

- (1) アリーナの休館日及び使用時間について定めます。（第 2条関係）
- (2) アリーナの使用許可について定めます。（第 3条から第 5条関係）
- (3) アリーナの附属設備の利用料金について定めます。（第 6条関係）
- (4) アリーナの利用料金の減免、還付について定めます。（第 8条及び第 9条関係）
- (5) 指定管理者の公募等について定めます。（第17条から第22条関係）

3 施行期日

令和 7年 4月 1日から施行します。ただし、第17条から第22条まで及び別記様式の規定は公布の日から、第 7条及び第12条から第15条までの規定は別に規則で定める日から施行します。

名古屋金城ふ頭アリーナ条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年7月1日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第71号

名古屋金城ふ頭アリーナ条例の施行期日を定める規則

名古屋金城ふ頭アリーナ条例（令和5年名古屋市条例第41号）の施行期日は、
令和7年4月1日とする。

名古屋金城ふ頭アリーナ条例施行細則をここに公布する。

令和6年7月1日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第72号

名古屋金城ふ頭アリーナ条例施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋金城ふ頭アリーナ条例（令和5年名古屋市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び使用時間)

第2条 名古屋金城ふ頭アリーナ（以下「アリーナ」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）が火曜日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日とする。

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 アリーナの使用時間は、午前9時から午後9時まで（駐車場にあっては、午前8時45分から午後9時5分まで）とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨

時に、休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館し、又は使用時間を変更することができる。

(使用許可申請の手続)

第3条 条例第3条第1項の規定によりアリーナの施設の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用目的
- (2) 使用区分
- (3) 使用期日及び時間
- (4) 入場予定人員
- (5) 附属設備の使用の有無
- (6) 特別の設備等の要否
- (7) 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）の徴収又は営利目的の有無及び入場料等を徴収する場合におけるその額
- (8) 使用責任者の住所及び氏名
- (9) その他必要な事項

2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間において行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

区分	申請期間
全国的な競技大会等に使用する場合	使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下同じ。）の属する月の前18月以後
その他の場合	使用しようとする日の属する月の前2月以後

(使用期間)

第4条 アリーナの施設の使用期間は、同一人が同一施設を使用する場合は、引き続き10日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 条例第3条第1項の規定による許可は、使用許可書を申請者に交付す

ることによって行う。

(附属設備の利用料金の基準額)

第6条 条例別表第1備考第6号に規定する附属設備の利用料金の基準額は、別表のとおりとする。

(駐車場の使用手続)

第7条 駐車場を使用する者は、アリーナの施設へ入場する際に利用料金を納付しなければならない。

2 前項の規定は、第5条により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が駐車場を使用する者に代わって利用料金を納付する場合には、適用しない。

(利用料金の減免)

第8条 条例第5条の規定により利用料金を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が主催する行事に使用する場合 利用料金の全額
- (2) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の学校教育活動の一環として生徒、児童及び幼児が使用する場合 利用料金の5割相当額
- (3) 次に掲げる手帳、受給者証等の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合 駐車場の利用料金の全額
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
 - イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳
 - ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
 - オ 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

- カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）第7条第4項に規定する医療受給者証
 - キ 難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証
 - ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が主務大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）
 - ケ 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）
 - コ 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）
- (4) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由がある場合 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (5) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額
- 2 前項（第3号を除く。）に該当する者が利用料金の減免を受けようとするときは、あらかじめ利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第9条 条例第6条ただし書に規定する特別の事由及び還付することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき 利用料金の全額
- (2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が使用の許可を取り消したとき 利用料金の全額
- (3) 使用者が、指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに使用の許可の取消しを申し出たとき 指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (4) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(特別の設備の設置等の承認)

第10条 条例第8条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

(実費の弁償)

第11条 使用者が条例第8条の規定による承認を受けて特別の設備を設けた場合における電気、ガス及び水道の料金については、指定管理者が市長の承認を得て認定する実費相当額を利用料金に加算する。

(行為の禁止等)

第12条 アリーナにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (5) 建物その他の工作物を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- (6) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (7) 泥酔者、伝染性の疾患があると認められる者又は保護者のない6歳未満の者が入場すること。
- (8) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

2 使用者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入場者の安全確保の措置を講ずること。
- (2) 入場者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。
- (3) 使用終了後直ちに係員に連絡をし、点検を受けること。

(使用物品の返還)

第13条 使用者は、使用終了後直ちに係員に連絡をし、使用物品は、係員立会

いの上返還しなければならない。

(立入り)

第14条 市長は、アリーナの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退場)

第15条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくは係員の指示に従わない者に対し退場を命ずることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

第17条 条例第11条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第11条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第18条 条例第11条第2項の規定によるアリーナの指定管理者の指定の申請は、名古屋金城ふ頭アリーナ指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第11条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 アリーナの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類
（指定管理者の選定）

第19条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市スポーツ市民局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。
（指定等の告示）

第20条 条例第11条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第11条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日
（協定の締結）

第21条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指

定をしようとする者と、アリーナの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) アリーナの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) アリーナの使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項
(事業報告書の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) アリーナの使用状況
- (3) アリーナの管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第17条から第22条まで及び別記様式の規定は公布の日から、第7条及び第12条から第15条までの規定は別に規則で定める日から施行する。

別表

附属設備の名称		単位	利用料金の基準額			
			午前	午後 1	午後 2	夜間
大型映像装置	広告の表示に 使用する場合	1 式	26,100円	26,100円	26,100円	26,100円
	その他の場合	1 式	15,900円	15,900円	15,900円	15,900円
音響調整装置		1 式	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円
電気得点表示装置		1 式	800円	800円	800円	800円
種目別体育器具（バレーボール・ハンドボール・フットサル）		1 式	1 種目 1 日 1 回 1,000 円			
卓球台		1 台	1 日 1 回 200円			
審判台		1 台	1 日 1 回 1,000円			
備考						
<p>1 使用時間の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 午 前 午前9時から正午まで</p> <p>(2) 午後 1 正午から午後3時まで</p> <p>(3) 午後 2 午後3時から午後6時まで</p> <p>(4) 夜 間 午後6時から午後9時まで</p> <p>2 大型映像装置及び音響調整装置の操作技術者は、使用者の負担とする。</p>						

別記様式

<p>名古屋金城ふ頭アリーナ指定管理者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 名古屋市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地</p> <p style="text-align: center;">名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p>次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。</p>					
申請者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号 () ー			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職名	
		住 所	電話番号 () ー		
	種 別	<input type="checkbox"/> 法人 (種類) <input type="checkbox"/> 法人以外の団体			
併せて提出する 書類	<p>1 事業計画書</p> <p>2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)</p> <p>3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの</p> <p>4 その他 ()</p>				
備 考					

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

名古屋市告示第 347 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 6 年 7 月 4 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 定期検査を行う区域
守山区

- 2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

- 3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
8 月 20 日（火）	小幡小学校（正門：特別活動室）
8 月 23 日（金）	二城小学校（北門：特別活動室）
8 月 27 日（火）	守山小学校（正門横通用門：学校開放管理室）
8 月 29 日（木）	吉根小学校（北門：特別活動室）
9 月 4 日（水）	下志段味コミュニティセンター（会議室 2）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その

所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市教育委員会告示第17号

告示の訂正について

令和 6年名古屋市教育委員会告示第10号（個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について）の一部を次のように訂正します。

令和 6年 7月 5日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

告示中、「拡声機使用料の欄」を「拡声機使用料及び合計の欄」に、
個人演説会等公営施設設備及び費用額 天白区の表中

名古屋市立 たかしま小学校	体育館	609	椅子 500脚 500人	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	1,500	1,500	2,250	2,025	2,025	2,775
------------------	-----	-----	--------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

名古屋市立 たかしま小学校	体育館	609	椅子 500脚 500人	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	1,500	1,500	2,250			
------------------	-----	-----	--------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	-------	-------	-------	--	--	--

に、

名古屋市立 大坪小学校	体育館	540	椅子 500脚 500人	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	1,500	1,500	2,250	2,025	2,025	2,775
----------------	-----	-----	--------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

名古屋市立 大坪小学校	体育館	540	椅子 500脚 500人	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	1,500	1,500	2,250			
----------------	-----	-----	--------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	-------	-------	-------	--	--	--

に、

名古屋市立 たかしま小学校	ブレイルーム	64	椅子 25脚 25人	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	1,200	1,200	1,800	1,200	1,200	1,800
------------------	--------	----	------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

名古屋市立 たかしま小学校	ブレイルーム	64	椅子 25脚 25人	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	1,200	1,200	1,800			
------------------	--------	----	------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	-------	-------	-------	--	--	--

に、

名古屋市立 大坪小学校	ブレイルーム	90	椅子 45脚 45人	有無	有無	有無	1,200	1,200	1,800	1,200	1,200	1,800
----------------	--------	----	---------------	----	----	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

名古屋市立 大坪小学校	ブレイルーム	90	椅子 45脚 45人	有 無	有 無	有 無	1,200	1,200	1,800
----------------	--------	----	---------------	----------------	----------------	----------------	-------	-------	-------

に改めます。

名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課